

## 医師の皆様へ

### 医師の意見書作成にあたって御留意いただきたい点

1 医師の意見書は、申請者がカネミ油症であるか否かの診断をお願いするものではなく、申請者の現在の症状や疾患について、継続的な治療やその他の健康管理を要するかどうかを記載していただくものです。

2 何らかの症状（例：全身倦怠感、食欲不振、頭重感等）があり、継続的な加療までは必要としない場合であっても、継続的な健康管理を必要とする場合は、「 継続的な健康管理を要します。」に○を付けてください。

3 「継続的な健康管理を要する」とは、受診など何らかの医学的な注意を要することを意味しますが、受診等の頻度は問いません。

（「何らかの医学的な注意」の中には問診だけの場合も含まれます。また、患者さんへ何らかの有症時の受診を勧めた場合も、この「継続的な健康管理を要する。」に該当します。）

4 意見書の作成費用については、申請者個人の自己負担となっており、各医療機関の実情に応じて徴収して差し支えありません。

5 医師氏名欄には、ご署名または記名押印をお願いいたします。

6 その他

カネミ油症について把握していただくための参考資料として、九州大学病院油症ダイオキシンセンター作成の「油症の現況と治療の手引き（抜粋）」を添付いたします。

・ご不明点がありましたら、申請者がお住まいの自治体にお問い合わせください。

新潟県福祉保健部 生活衛生課  
食の安全・安心推進係  
TEL：025-280-5205  
FAX：025-284-6757